

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改 正 案	現 行
目次 第一編（略） 第二編 投資信託制度 第一章 委託者指図型投資信託 第一節（略） 第二節 投資信託委託業者 第一款 認可等（第六条―第十条の三） 第一款の二 主要株主（第十条の四―第十条の七） 第二款―第五款（略） 第二章―第四章（略） 第三編―第五編（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2ゝ5（略） 6 この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引をいう。 7 この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引法	目次 第一編（略） 第二編 投資信託制度 第一章 委託者指図型投資信託 第一節（略） 第二節 投資信託委託業者 第一款 認可等（第六条―第十条の三） （新設） 第二款―第五款（略） 第二章―第四章（略） 第三編―第五編（略） 附則 （定義） 第二条（略） 2ゝ5（略） 6 この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引法第二十八条に規定する有価証券指数等先物取引をいう。 7 この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引法

第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。

8 この法律において「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

11 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

12
29 (略)

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一 三 (略)

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十条の規定により第六条の認可、信託業法第十九条の規定により

第二条第十九項に規定する有価証券オプション取引をいう。

8 この法律において「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第二条第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第二十三項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

11 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十四項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

12
29 (略)

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一 三 (略)

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十条の規定により第六条の認可、信託業法第十九条の規定により

同法第一条第一項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録若しくは許可（当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の行政処分を含む。第六号及び第八号イにおいて「認可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五・六 （略）

七 個人である主要株主（認可申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第十条の七及び第三十九条第二項において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

同法第一条第一項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録若しくは許可（当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の行政処分を含む。第六号において「認可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五・六 （略）

（新設）

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからルまでのいずれかに該当するもの

ロ 前号ロからルまでのいずれかに該当する者

ハ 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第十四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消しの日から五年を経

（新設）

過しない者

ロ 第三号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第六号イからルまでのいずれかに該当する者のある者

九・十 （略）

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十条の四第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項にお

七・八 （略）

（新設）

（新設）

いて同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(資本の額の増加等の届出)

第十条の三 (略)

2 投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

(資本の額の増加等の届出)

第十条の三 (略)

2 投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 四 (略)

五 第三十四条の十一第二項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止したとき。

(新設)

第一款の二 主要株主

(新設)

(主要株主の届出)

第十条の四 投資信託委託業者の株主又は出資者は、投資信託委託業

(新設)

者の主要株主(第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九条第二項において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第九条第二項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第十条の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九条

(新設)

第二項第七号イ若しくはロ又は第八号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その

他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなった旨の届出)

第十条の六 投資信託委託業者の主要株主は、当該投資信託委託業者の主要株主でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第十条の七 前三条の規定は、投資信託委託業者を子会社(第九条第四項に規定する子会社をいう。第三十九条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

(受益証券等の預託の受入れの禁止)

第十三条の二 投資信託委託業者は、いかなる名目によるかを問わず、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて顧客から受益証券、投資証券若しくは投資法人債券(以下「受益証券等」という。～又は金銭の預託を受けてはならない。ただし、投資信託委託業者が第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業(証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律第二条第四号に規定する証券業をいう。以下同じ。))を営む場合(当該投資信託委託業者が証券仲介業者(証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。))又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ

(新設)

(新設)

(受益証券等の預託の受入れの禁止)

第十三条の二 投資信託委託業者は、いかなる名目によるかを問わず、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて顧客から受益証券、投資証券若しくは投資法人債券(以下「受益証券等」という。～又は金銭の預託を受けてはならない。ただし、投資信託委託業者が第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業(証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律第二条第四号に規定する証券業をいう。以下同じ。))を営む場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

。）である場合を除く。）その他政令で定める場合は、この限りでない。

（投資信託委託業に係る行為準則）

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 特定の有価証券等（有価証券、オプション（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）その他政令で定める資産又は有価証券指数（同条第二十一項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）その他政令で定める指数若しくは数値をいう。）に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 （略）

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを受託会

（投資信託委託業に係る行為準則）

第十五条 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 特定の有価証券等（有価証券、オプション（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。）その他政令で定める資産又は有価証券指数（同条第十八項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。）その他政令で定める指数若しくは数値をいう。）に関し、運用の指図をした取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

五・六 （略）

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを受託会

社に指図すること。

イ 証券会社等（証券会社）（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）
許可外国証券業者をいう。以下同じ。）

ロ、二（略）

四・五（略）

（特定資産の価格等の調査）

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2（略）

（投資法人資産運用業に係る行為準則）

第三十四条の三（略）

2 投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

社に指図すること。

イ 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）

ロ、二（略）

四・五（略）

（特定資産の価格等の調査）

第十六条の二 投資信託委託業者は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他内閣府令で定める事項を調査させなければならない。

2（略）

（投資法人資産運用業に係る行為準則）

第三十四条の三（略）

2 投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社等

ロ 二 (略)

四・五 (略)

(兼業の制限)

第三十四条の十一 投資信託委託業者は、前条第二項の届出をして行う業務及び同条第三項の認可を受けて行う業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、当該投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営むにつき公益又は投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 投資信託委託業者が前条第三項の認可を受けて証券業を営む場合

(当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、前項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、前項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

3 投資信託委託業者は、第一項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書にその営もうとする業務の内容及び方法並びにそ

一・二 (略)

三 投資信託委託業者の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社

ロ 二 (略)

四・五 (略)

(兼業の制限)

第三十四条の十一 投資信託委託業者は、前条第二項の届出をして行う業務及び同条第三項の認可を受けて行う業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務で、当該投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営むにつき公益又は投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(新設)

2 投資信託委託業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書にその営もうとする業務の内容及び方法並びにその

の業務を営もうとする理由を記載した書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 | 6 (略)

7 | 前条第六項の規定は、投資信託委託業者が第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合又は第二項の規定により届け出た業務を営む場合について準用する。

第三十四条の十三 投資信託委託業者は、第三十四条の十三第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資信託財産の運用の指図に影響を及ぼすと認められるもの又は投資信託委託業を営んでいる証券会社等の役員（国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。以下同じ。）若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資信託財産に係る受益者の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うことを受託会社に指図すること。

業務を営もうとする理由を記載した書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 | 5 (略)

6 | 前条第六項の規定は、投資信託委託業者が第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合について準用する。

第三十四条の十三 投資信託委託業者は、第三十四条の十三第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資信託財産の運用の指図に影響を及ぼすと認められるもの又は投資信託委託業を営んでいる証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資信託財産に係る受益者の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うことを受託会社に指図すること。

二〇四 (略)

第三十四条の十五 投資信託委託業者は、第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その資産の運用を行う投資法人について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資法人の資産の運用に影響を及ぼすと認められるもの又は投資法人資産運用業を営んでいる証券会社等の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資法人の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うこと。

二〇四 (略)

（廃業、解散等についての届出及び公告）

第三十八条 (略)

二〇四 (略)

5 第三十条第八項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

二〇四 (略)

第三十四条の十五 投資信託委託業者は、第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その資産の運用を行う投資法人について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資法人の資産の運用に影響を及ぼすと認められるもの又は投資法人資産運用業を営んでいる証券会社等の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。）に基づいて、特定の投資法人の利益となる取引（有価証券、オプションその他政令で定める資産又は有価証券指数その他政令で定める指数若しくは数値に係る取引に限る。）を行うこと。

二〇四 (略)

（廃業、解散等についての届出及び公告）

第三十八条 (略)

二〇四 (略)

5 第三十条第七項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

(立入検査等)

第三十九条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者の主要株主又は投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第十条の四から第十条の六までの届出若しくは措置若しくは当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(第十条の四から第十条の六までの届出若しくは措置又は当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(信託会社等の行為準則)

第四十九条の九 (略)

2 信託会社等は、その運用を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない

一・二 (略)

三 信託会社等の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るた

(立入検査等)

第三十九条 (略)

(新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(信託会社等の行為準則)

第四十九条の九 (略)

2 信託会社等は、その運用を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない

一・二 (略)

三 信託会社等の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るた

め、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社等

ロ 二 (略)

四・五 (略)

(立入検査等)

第五十五条 (略)

2 第三十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(欠格事由)

第一百一条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 四 (略)

五 当該投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社等の役員若しくは使用人、子会社の役員若しくは使用人、個人である証券仲介業者又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

六 (略)

(計算書類等の作成等)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

め、投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

イ 証券会社

ロ 二 (略)

四・五 (略)

(立入検査等)

第五十五条 (略)

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(欠格事由)

第一百一条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。

一 四 (略)

五 当該投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

六 (略)

(計算書類等の作成等)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4 執行役員は、計算書類等（第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。 5～7 (略)	4 執行役員は、前項の書類（同項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。 5～7 (略)
(立入検査等) 第二百十三条 (略) 2～5 (略)	(立入検査等) 第二百十三条 (略) 2～5 (略)
6 第三十九条第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による立入検査について準用する。 (投資顧問業者に関する特例) 第二百二十三条の三 第六条、第八条から第十条の七まで、第四十一条及び第四十七条（投資法人資産運用業に係るものに限る。）並びに第九十八条第一項の規定は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者（以下この条において「認可投資顧問業者」という。）には、適用しない。 2～5 (略)	6 第三十九条第二項及び第三項の規定は、第一項から第四項までの規定による立入検査について準用する。 (投資顧問業者に関する特例) 第二百二十三条の三 第六条、第八条から第十条の三まで、第四十一条及び第四十七条（投資法人資産運用業に係るものに限る。）並びに第九十八条第一項の規定は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者（以下この条において「認可投資顧問業者」という。）には、適用しない。 2～5 (略)
第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十九条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは	第二百四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十九条第一項、第五十五条第一項若しくは第二百十三条第

第二百十三条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 (略)

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条の五（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 (略)

第二百四十六条 前条第三号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条の四（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書

一 項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 (略)

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

第二百四十六条 前条第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

(新設)

若しくは添付書類を提出した者

三〇十二 (略)

十三 第三十四条の十第四項の認可申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録又は第三十四条の十一第三項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載又は記録をして提出した者

十四〇十九 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条の六(第十条の七において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三〇六 (略)

七 第三十四条の十一第二項の規定に違反して、届出をせずに他の業務を営んだ者

八〇十 (略)

第二百五十条 法人(投資法人を除く。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二〇十一 (略)

十二 第三十四条の十第四項の認可申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録又は第三十四条の十一第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載又は記録をして提出した者

一三〇十八 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二〇五 (略)

(新設)

六〇八 (略)

第二百五十条 法人(投資法人を除く。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略) 三 第二百四十五条第二号若しくは第三号又は第二百四十七条第四号 一億円以下の罰金刑 四 (略)	一・二 (略) 三 第二百四十五条第二号又は第二百四十七条第四号 一億円以下の罰金刑 四 (略)
--	---